

岩手県告示第672号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和4年12月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和4年10月26日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 有限会社川村組
  - イ 主たる営業所の所在地 北上市藤沢2地割46番地2
  - ウ 代表者の氏名 川村隆一
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第6751号
- (3) 処分の内容 土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和4年10月25日付けで土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和4年11月1日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 有限会社樋口産業
  - イ 主たる営業所の所在地 二戸市浄法寺町岩淵38番地2
  - ウ 代表者の氏名 内沢美津子
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第9858号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和4年10月28日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和4年11月2日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 有限会社セレクト産業
  - イ 主たる営業所の所在地 滝沢市鶴飼笹森72番地27
  - ウ 代表者の氏名 右京豊治
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-2）第20438号
- (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和4年10月14日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和4年11月2日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 有限会社盛岡エーシーサービス
  - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市西青山二丁目21番43号
  - ウ 代表者の氏名 佐藤栄
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-4）第20721号

(3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和4年10月31日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和4年10月31日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社STEP

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市みたけ三丁目2番31号 セレクトみたけ301

ウ 代表者の氏名 渡辺昇

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-29)第20936号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和4年9月16日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 令和4年11月2日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社ライズライン

イ 主たる営業所の所在地 滝沢市牧野林686番地6

ウ 代表者の氏名 斉藤直樹

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-31)第20989号

(3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和4年10月21日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 令和4年11月2日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社2nd Base

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市下太田沢田68番地18 オーキッドハウスB

ウ 代表者の氏名 山田敬

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-31)第21016号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和4年10月13日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 令和4年10月31日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 山ちゃん建装

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市大館町16番1号

ウ 代表者の氏名 山内剛

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-3)第21095号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和4年10月27日付けで建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があ

り、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 令和4年10月26日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社千葉木工所

イ 主たる営業所の所在地 遠野市中央通り11番5号

ウ 代表者の氏名 千葉明子

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-4)第40137号

(3) 処分の内容 建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和4年10月25日付けで建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。